

農林水産業の振興と環太平洋連携協定（ＴＰＰ）を はじめとする貿易自由化交渉への対応について

現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷や輸入農林水産物との競合、原油価格の影響等を背景とする生産資材の高騰に加え、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の交渉加速化、日豪経済連携協定（日豪ＥＰＡ）の大筋合意、多様な枠組みによる経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）の進展等による畜産分野をはじめとする関税率の削減など、非常に厳しい環境にある。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の供給、農山漁村が有する国土保全への貢献や美しい景観・伝統文化の継承など多面的機能に対する期待が着実に高まりつつあり、更には、急速な国際的食市場の拡大や国内のライフスタイルの変化などに、一層の対応が要請される状況にある。

国では、こうした状況は、我が国農林水産業の大きな変革期にあるとして、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し農林水産業の振興を強力に推し進めるため、「攻めの農林水産業」の展開が示され、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定されたところである。

この「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「需要のフロンティアの拡大」、「需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築」、「生産現場（担い手、農地等）の強化」、「多面的機能の維持・発揮」を戦略の4つの柱に政策が再構築された。

「生産現場の強化」に関しては、農地中間管理機構を通じた農地の集約、経営所得安定対策や米の生産調整の見直し、「多面的機能の維持・発揮」では、日本型直接支払制度の創設など、平成26年度から本格的に実施されている。

については、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中国地方では、生産基盤や生産物流通・資材調達のコストなどにおいて、条件不利な農山漁村を数多く抱えている。

こうした地域では、住民が相互に協力し、小規模ながらも地域資源や地域の特色を活かした農林水産物を、多様化する消費者ニーズに対応し供給してきた。

また、このような対応を通じ、不利な条件を克服する地域づくりを進めてきたところであり、長年のこうした努力が農山漁村の健全な形成に大いに貢献してきたところである。

については、農林水産業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業」について、農林水産業が将来に渡って持続的に発展していくよう、国の責任において、地域が必要な事業を着実に実施できる財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を講ずること。

また、各地域がそれぞれの実情に応じて、担い手育成や産地形成などの総合的な施策展開が可能となるような対策を講ずること。

2 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）等貿易自由化交渉への対応

（1）環太平洋連携協定（ＴＰＰ）をはじめとする経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）の交渉に当たっては、地域経済の活性化につながるものにするとともに、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

なお、平成26年4月に大筋合意された日豪EPAについて、国内農家への影響を慎重に検討し、酪農・肉用牛等の適切な価格安定対策や生産条件の不利な中山間地域でも取り組むことができる国産飼料の生産コスト縮減対策の強化など、地域の実情に応じた具体的な対策を講じること。

（2）ＴＰＰ協定参加の可否については、都道府県、市町村、関係団体など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断すること。交渉に当たり、特に影響が大きい農林水産業については、将来にわたって持続的に発展していくよう全力を尽くすこと。

3 水田フル活用の推進と米政策の見直し

中国地方では、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であり、こうした地域においても、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興や産地育成・経営の複合化が図られ、担い手が将来に展望を持って意欲的に経営が行えるよう、「水田活用の直接支払交付金」の財源を安定的に確保するとともに、「産地交付金」の設定に関する地域の裁量を一層高めるなど、交付金制度の充実を図ること。

また、米政策の見直しにあたっては、その具体的な工程や方策を明らかにし、国が提供する価格や在庫等の情報は、生産者等の判断材料となるよう、市町村程度のきめ細かいものとするとともに、非主食用米について、生産から流通、消費に至るまでの全体を通して生産拡大を誘導する仕組みを講じるなど安定的に継続した営農が確保できるものとすること。

4 日本型直接支払制度の推進

平成27年度からの法制化に合わせ、地域住民や自治体の負担が少なく、取り組みやすい制度とすること。

また、これまでの中山間地域等直接支払の規模拡大や法人設立などの加算措置も継続できる制度設計とすること。

5 農地中間管理機構の事業推進について

農地中間管理機構について、担い手への農地集積と集約化など農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、引き続き十分な予算を確保するとともに、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うこと。

また、地域の実情に応じた農地利用の効率化等が促進されるよう、制度の運営に係る国の都道府県に対する関与は最小限とすること。

6 農業協同組合の見直しについて

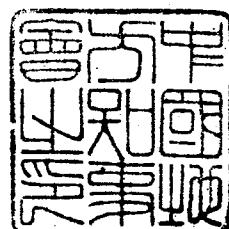
農業協同組合の見直しにあたっては、農業改革を推進する上で農業協同組合が果たす役割を踏まえつつ、中山間地域の実情などにも配慮し、農業者、農業団体、地域住民などの意見を踏まえたものとすること。

7 林業・木材産業の成長産業化

地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、基金の拡充を図る等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

平成26年5月28日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	村岡 嗣政